

山口県 食の安心・安全推進基本計画

第2次改定版

2018年度(平成30年度) → 2022年度

2018(平成30)年11月

山口県

はじめに

食は、私たちの生命と健康の源であり、豊かな暮らしを送る上で必要不可欠なものであることから、食の安心・安全の確保は極めて重要な課題です。

県では、平成25年3月に、「食の安全」、「食の安心」、「参画と協働」の3つの大きな柱を基本とする「山口県食の安心・安全推進基本計画（改定版）」を策定し、本県における食の安心・安全の確保に向けて、消費者の視点に立った食品の生産から消費に至る幅広い分野の施策を総合的かつ計画的に推進してきました。



こうした中、BSEの国内発生状況を踏まえた検査体制の見直しが行われる一方で、乾燥食品によるノロウイルス食中毒や総菜による腸管出血性大腸菌食中毒が関東地方を中心に広域的に発生するほか、県内では、原産地表示偽装事案が発生するなど、食品の安全性や信頼性が脅かされる事件・事故が相次ぎ、県民の皆様の食の安心・安全に対する関心は更に高まっています。

国では、広域的な食中毒事案への対策強化と事業者による衛生管理の向上等を図るため、本年6月にHACCPに沿った衛生管理の制度化等を盛り込んだ食品衛生法の一部改正がなされました。

県では、こうした食をめぐる様々な環境の変化に的確に対応するため、これまでの取組・課題を踏まえ、このたび、「山口県食の安心・安全推進基本計画（第2次改定版）」を策定し、「衛生管理の高度化や食品表示適正化等に向けた自主的な取組の促進」や「県民の食品安全に関する理解の促進」を、新たに重点的な取組と位置づけ、実効性のある施策を講じることとしました。

今後は、この計画に基づき、県、事業者、消費者が一体となって食の安心・安全を推進し、「活力みなぎる山口県」の実現に向け、積極的に取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成30年(2018年)11月

山口県知事
村岡嗣政

目 次

第1章 計画改定にあたって

- 1 計画改定の趣旨 - - - - - 1
- 2 計画の基本的事項 - - - - - 2
 - (1) 目的 - - - - - 2
 - (2) 計画の位置付け - - - - - 2
 - (3) 計画期間 - - - - - 2

第2章 計画改定の背景

- 1 食品に関する事件・事故の対応 - - - - - 3
 - (1) 大規模食中毒対策の強化 - - - - - 3
 - (2) 県内発生食中毒の増減 - - - - - 4
- 2 関係制度の改正等 - - - - - 6
 - (1) 食品衛生法の改正 - - - - - 6
 - (2) 食品表示法に基づく表示制度 - - - - - 7
- 3 食に対する県民の意識 - - - - - 8
 - (1) 食品に対する不安 - - - - - 8
 - (2) 食品に対する不安の要因 - - - - - 8
 - (3) 食品関連事業者に望む取組 - - - - - 9
 - (4) 消費者に必要な取組 - - - - - 9
 - (5) 県に望む取組 - - - - - 10

第3章 これまでの取組状況と課題

- 1 山口県食の安心・安全推進基本計画の概要 - - - - - 11
- 2 目標となる指標の達成状況 - - - - - 12
- 3 これまでの計画の取組状況と課題 - - - - - 14
 - (1) 食品の安全確保や食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進 - - - - - 14
 - (2) リスクコミュニケーションの推進 - - - - - 14
 - (3) 食の安心・安全に関する情報の積極的な発信 - - - - - 14

(4) 生産者・事業者の法令遵守の徹底	15
(5) 監視・検査等による安全確保の徹底	15
(6) 地域社会全体で取り組む基盤の強化	15

第4章 改定の視点

1 計画の構成	16
2 食の安心・安全の確保の推進に向けた取組	17
(1) 衛生管理の高度化や食品表示適正化等に向けた自主的な取組の促進	17
(2) 県民の食品安全に関する理解の促進	17
(3) 生産者・事業者の法令遵守の徹底	17
(4) 監視・検査等による安全確保の徹底	17

第5章 施策の方向

1 食の安全 ～生産から消費に至る食品の安全性の確保～	18
(1) 食品の安全確保に向けた自主的な取組の促進	18
(2) 生産段階での安全性の確保	23
(3) 製造・加工、流通段階での安全性の確保	26
(4) 食品検査の実施	29
2 食の安心 ～食に関する信頼性の向上と積極的な情報の提供～	31
(1) 食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進	31
(2) 関係機関が連携した食品表示の監視	32
(3) リスクコミュニケーションの推進	34
(4) 食の安心・安全に関する情報の積極的な発信	36
3 参画と協働 ～地域社会全体で取り組む食の安心・安全～	39
(1) 県民運動の推進	39
(2) 食育の推進	40
(3) 地産・地消の推進	43

第6章 計画の推進のために

1 体制の整備	45
(1) 総合的な推進体制の整備	45
(2) 危機管理体制の整備	48
2 計画の推進・点検	49

参考資料

○目標となる指標一覧	51
○改定の経緯	53
○素案に対する県民意見募集の結果概要	53
○山口県食の安心・安全推進条例	54
○山口県食の安心・安全推進条例施行規則	63
○山口県食の安心・安全審議会規則	65
○山口県食の安心・安全審議会委員名簿	67
○用語解説	68